

## 整形外科からのお知らせ

# 保険外併用療養費（選定療養）のご負担について

整形外科外来の慢性的な混雑の緩和と入院・手術が必要な患者さまにより多くの診療時間を確保するため、2017年4月1日から、整形外科の初診で紹介状をお持ちでない方には『保険外併用療養費（選定療養）5,000円（健康保険外・税込）』のご負担をお願いすることになりました。

そのため、当院整形外科を受診される際は、できるだけ、かかりつけ医等の医療機関にて当院宛の紹介状をご依頼くださいますようお願い申し上げます。

## 整形外科受診に限り適用

整形外科受診時	初診	再診
他院の紹介状なし	5,000円（税込）	不要
他院の紹介状あり	不要	不要
労働災害・交通事故	不要	不要

※緊急その他やむを得ない事情により受診された場合にあってはこの限りではありません

なお、整形外科以外の診療科については、初診・再診を問わず、これまでどおり、保険外併用療養費（選定療養）のご負担はございません。